

## 審　　査　　基　　準

令和7年11月28日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　　拠　　条　　項	第31条の23において準用する第10条の2第5項
処　　分　　の　　概　　要	認定証の再交付
原権者(委任先)	埼玉県公安委員会
法　　令　　の　　定　　め	風俗営業等適正化法施行規則第1条（認定証再交付申請書の提出）、第94条第3項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）
審　　査　　基　　準	
標準処理基準	14日間
申請先	申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問い合わせ先	申請に係る警察署の生活安全課
備　　考	